

児童	氏名	生年月日	施設名	新規・継続の別
		年 月 日生		新規・継続
		年 月 日生		新規・継続
		年 月 日生		新規・継続

★施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書★
★別紙個人番号（マイナンバー）提供用紙★

桜川市長 様

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定及び子育てのための施設等利用費支給認定のため、個人番号（マイナンバー）を提供し、必要な市民税の情報(同一世帯員を含む)及び世帯情報を閲覧することに同意します。

提供日	年 月 日	(住 所)	
		(保護者氏名)	
※署名した方の身分証明書と下記の記入した方の番号確認に必要な資料をご用意ください		(電話番号)	

新規申込児童および保護者分 (すでに提出済の在園児童については記入不要です。)

※単身赴任等で同じ住所にいない場合でも必ず記入をお願いします。

	氏 名	生 年 月 日	続柄	個人番号（マイナンバー）
1		年 月 日		
2		年 月 日		
3		年 月 日		
4		年 月 日		
5		年 月 日		
6		年 月 日		

○裏面を確認頂き、番号確認及び身元確認に必要な資料をご用意ください。

○支給認定申請書兼入所(園)申込書を、施設を経由して提出する場合（1号認定希望の方）には、封筒に本提供用紙と番号確認の資料の写し、身元確認の資料の写しを封入し、提出してください。

○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条に基づき、市町村が施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定等に必要な限度で、個人番号を利用いたします。

○通知カード及び個人番号通知書の再発行は終了しております。個人番号が不明の方は住民票を取得してください。

個人番号（マイナンバー）についてのお願い

桜川市役所 児童福祉課

マイナンバー法の施行に伴い、教育・保育施設を利用する場合の支給認定手続きにおきまして、個人番号（マイナンバー）を利用し、税情報等を確認することになりました。

つきましては、申請時に併せて必要書類を提出していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

個人番号（マイナンバー）の利用範囲

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条に基づき、市町村が施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定等に必要の限度で、個人番号（マイナンバー）を利用いたします。

◆必要書類

個人番号（マイナンバー）確認の際は、「A 番号確認」と「B 身元確認」が必要となります。

「A 番号確認」は、個人番号（マイナンバー）提供用紙に記載いただいたすべての方の分が必要となります。

「B 身元確認」は、個人番号（マイナンバー）提供用紙に署名頂いた保護者の方1名分が必要となります。

以下の例を参考に資料のご準備をお願いいたします。

マイナンバーカード

※マイナンバーカードをお持ちの方は「A 番号確認」と「B 身元確認」の両方を行えます

もしくは

A:番号確認に必要な書類 表面に記載いただいた すべての方の分		B:身元確認に必要な資料 表面に署名頂いた保護者の方1名分
・通知カード ・個人番号通知書 ・個人番号(マイナンバー)が 記載された住民票 いずれか	+	1点必要 (顔写真付き 身分証明書) ・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・パスポート ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 いずれか1点
		2点必要 (身分証明書) ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 いずれか2点

◎市役所窓口で申請を行う方（2・3号認定）は、個人番号（マイナンバー）提供用紙に必要事項を記入のうえ、窓口にて上記確認資料原本のご提示をお願いいたします。

◎施設を經由して申請を行う方（1号認定）は、個人番号（マイナンバー）提供用紙と併せて上記確認資料のコピーを封筒に入れ、封をして提出をお願いいたします。

※個人番号の記載されている通知カードをなくしてしまった、マイナンバーカードを作りたい、住民票の取得方法等、個人番号（マイナンバー）に関するご質問は桜川市役所市民課（0296-75-3132・直通）までお願いいたします。

【お問い合わせ】 桜川市役所 岩瀬庁舎 児童福祉課 0296-75-3156（直通）